

J・S・ミルの財政論

斎藤博

- 一 問題の提起
- 二 ミル経済学における財政論の位置と構造
- 三 ミル財政論の内容と性格（一）——経費論
- 四 ミル財政論の内容と性格（二）——租税論
- 五 問題の総括

一 問題の提起

周知のように、ウイリアム・ペテイ、A・スミス、D・リカードウによって代表されるイギリス古典経済学は、J・S・ミルにいたって一大転換をなしたといわれている。すなわち原蓄国家からの解放——産業資本確立の時代、経済法則の自律性のもとに価値論を理論的出発点にすえ再生産——資本蓄積論を分析道具として近代市民社会の内的編成を把握しようとして試みたところの経済学の体系的創始者スミス（一七七六年『国富論』：“An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations”）。ナポレオン戦争——大陸封鎖を契機とする一八一五年「過渡的恐慌」に表現される産業資本の本格的確立の時代、産業資本と大土地所有の矛盾の中に資本関係の成熟、資本主義的生産力の

急速な發展を歴史的課題として、スミスの成果を批判的に繼承することによつて経済的範疇と法則を純化し、スミスの試みた近代市民社会のかくれた構造の追求、ブルジョアの体系の内奥への突入をいっそう徹底させたところの古典経済学の完成者リカアドウ（一八一七年『経済学および課税の原理』：“On the Principles of Political Economy and Taxation”）。このようなスミス、リカアドウにたいして、ミル（一八四八年『経済学原理』：“Principles of Political Economy, with Some of Their Applications to Social Philosophy”）は、産業革命の完成がもたらした世界の工場としてのイギリス資本主義の実現（＝資本関係の自律的完成）が、他面においてその内在的矛盾を表面化し、一八三〇年以降の新局面において資本主義の当面せざるをえなかつた諸問題——リカアドウ段階ではまだなお過渡期的性格をおびていた体制的矛盾、資本と土地所有の対立のかけにかけられていた資本関係の矛盾の表面化、發展が生みだした、二五年を起点とする真に近代的な周期的恐慌、産業予備軍の發生とそれにもなう大衆の窮乏化、これに対抗せんとする労働運動と社会主義思想など——にたいして、古典経済学を現象の変化＝歴史の推移に順応させることによつてそれを再構成し、作りかえることをその歴史的課題としていたといえよう。

ところで次に一八四八年のミルをして、このような古典経済学の再構成＝作りかえを志向させた歴史的背景はどのようなものであつたかを簡単にでもみておこう。

イギリスにおいては、一八世紀中葉以来の産業革命によつて資本主義は体制的に確立されつつあつたが、一八三二年の選挙法の改正＝議会改革の結果、政治的な力をいっそう拡大した新興ブルジョアジーは、つづいて三四年の救貧法の制定をもつて労働力淘汰の自由・救貧負担からの自主性を獲得し、さらに三五年の新都市団体法の制定によつて地方行政を資本主義的に編成替え＝把握し、政治上の支配を完成しつつあつた。経済的には

ナポレオン戦後から五〇年代にかけての緊急の課題であつた貿易自由化の方向は、穀物条例反対運動——三八年マンチェスターでの反穀物条例協会（Anti Corn Law Association）、その全国的運動組織としてリチャード・コブデンの参加した反穀物条例連盟（Anti Corn Law League）の結成⁽¹⁾の結果、四六年穀物条例の廃止、ひきつづいて四九年航海条例の廃止、五三年、六〇年グラッドストンの関税改正による保護関税ないし差別関税の殆んど完全な撤廃を通じ、自由貿易の体制が完成され、いわゆる世界の工場としてのイギリス資本主義が実現されつつあつたのである。また三〇年フランスの七月革命は、ヨーロッパ大陸におけるブルジョアジーの政権掌握への新段階を劃し、以後四〇年代にかけて産業革命の発展、関税同盟形成の共同歩調をとりつつあつたドイツ・ブルジョアジーの生長など、四〇年代の資本主義世界はこのような事情にあつた。

このようにして、リカアドウ段階においては資本と大土地所有の矛盾の背後にかくされていた、資本主義経済が本来胚胎している資本と労働との矛盾が現象化し、ここに労資の問題がしばしばその重要性を加えてきた。すなわち、右にみたブルジョアジーの制覇、産業資本の機構的確立・社会的再生産過程把握、世界市場の確立は、歴史上まさに真に資本主義的な周期的恐慌の起点と一致し、恐慌の周期的到来にともなう産業予備軍の発生・増大と労働大衆の窮乏化は、労資の問題を表面させつつあつた。とくにイギリスにおいて労働者は、一八一〇年代盲目的・絶望的な抗争の後、二四年結社禁止法の撤廃を契機に三〇年以来各種の労働組合の全国的結成がすすめられていった。しかしながら、三二年の選挙法改正に際しては、窮乏打開のために労働者は議会改革運動に参加したが、かれらの期待は裏切られ、議会改革の成果はブルジョアジーにかりとられるばかりでなく、ブルジョアジーの一大進出した新議会における新救貧法は、むしろ労働者の不利益をもたらす結果となり、ここに独自の意

識と自覚をたかめたかれらは、独自の運動——普通選挙など六カ条の要求を掲げる「人民憲章」(People's Charter)の制定を要求する政治的チャーチスト運動——を展開するに至った。しかし、チャーチスト運動は、その綱領、指導理念における思想的・組織的統一性の欠如、内部における政治主義と経済主義との分裂〔註〕などの原因により、四八年の敗北を転期に崩壊の途をたどつたのである。

〔註〕 この点は、チャーチスト運動内部におこつた反穀物条例にたいする組織的・思想的反感と、その際における政策の混乱と指導者の分裂に示されていよう。⁽²⁾

同時にこの時期には、世界の工場としてのイギリス資本主義の確立に支えられて、ヴィクトリア黄金時代の繁栄が訪れ、経済的安定の基礎が築かれつつあつたブルジョアジーの恩恵は労働者へもあたえられ、この恩恵のもとに、労働大衆の眼は協同組合の発展に代表される経済主義的・相互扶助的方向へと転換しつゝあつた。〔註一〕このようないギリス資本主義がもたらした当面の事情こそは、ミルが現象的に対決を迫られた諸矛盾を指摘しながらも、それが経済主義的方向において資本の運動法則の中に包摂され、解決されうると考えた歴史的背景であり、ミル〔註二〕経済学の社会的基盤でもあつたといふのである。

〔註一〕 オウエンのいわゆる協同組合主義は当時の労働運動に大きな影響をあたえ、とくに三二年の選挙法改正運動でのブルジョアジーの裏切り以来、主力を経済主義に転換しつゝあつた労働組合に浸透していった。

〔註二〕 以上のような歴史的背景は、オウエン、サン・シモン、フーリエないしリカアドウ派社会主義者などの反資本主義的思想の成長と大衆への普及を促進した原因でもあり、ミルの『経済学原理』出版と奇しくも同じ一八四八年頃に確立されつつあつた、いわゆる科学的社会主義の主張においては、かかる事情を所有の否定、社会主義の始源的形態とみなし、そこから資本制社会の内的編成の解剖、その運動法則の科学的分析をおこない、この作業が同時に古典経済学の批判的摂取

止揚となるにいたつたのである。この点におけるミルの摂取の仕方、歴史的現実の認識が注意されねばならない。他方では、このような歴史的現実にたいするミルの経済学の再構成¹¹作りかえは、いうまでもなく世界の工場としての特殊イギリス資本主義の現実が念頭におかれねばならない。その点においては、特殊イギリスの現実にたいするドイツにおける資本主義の後進性、世界市場¹²国際分業におけるイギリス資本主義とドイツ資本主義との対応と関係とに立脚して、ドイツにおいては古典経済学にたいする批判が、リストを先駆者とする歴史学派として成立したことの特殊性に注目する必要がある。

ところで、ミルは、その『自叙伝』（“Autobiography” 1873）に示されているように、父J・ミルの有名な早期教育によってリカアドウ¹³ペンタム理論の伝統と環境の中に成長し、一八二三年一七歳より、父の縁故によって入社した東インド会社¹⁴在職三〇余年間に、四三年『論理学体系』（“System of Logic”）、四四年『経済学の若干の未解決問題に関する論文集』（“Essays on Some Unsettled Questions of Political Economy”）を経て、四八年の主著『経済学原理』においてその経済学を大成させたのであるが、その過程において、経済的諸矛盾とそれに対応する社会主義実践に直面したミルは、二六年ないし二七年の間「精神上の危機」¹⁵に見舞われ、一方ではカーライルやコールリッジを通じてドイツの理想主義・ローマン主義ないし歴史主義的世界観の影響と、歴史主義と実証主義との結合のうえに成立したコント社会学の摂取とによって、ペンタム¹⁶イギリス経験論・功利主義に自己反省をくわえる¹⁷とともに、フランスのサン・シモン派集社会主義とくにその私有財産論争に耳を傾けることによつて、古典経済学の自由放任主義を再検討している。

〔註〕この点については、かれの『経済学原理』第二巻のはじめの二章「財産」における各版の変化が物語っているし、また二五年におこなわれた一四四年の団結禁止法廃止というイギリス資本主義の新段階の下で、オーウエン主義とリカアドウ

学派との間の論争に参加したミルが、ウイリアム・タムソンにたいしておこなった論戦の中にうかがうことができる。⁽⁶⁾さらに後年かれと結婚したテイラー夫人 (Mrs. Taylor) の影響も忘れてはならないであろう。

このような諸思想の影響と諸研究の成果の結実たるミル『経済学原理』は、資本主義体制の新しい事態に立向うのであり、ここにミル経済学のねらいがあると考えられる。したがって本稿のテーマは、このようなミル経済学のねらいに立脚して、第一にはそれが財政論にいかなる形でとりあげられているか、すなわち四八年の『経済学原理』において、ミル経済学の作りかえの意図がどのような形で財政論の中にとりあげられているかを明らかにすることである。このことは、かれの経済理論における財政論の位置づけとその関連および財政論の構造のミルの特徴を検討することによってなされるであろう。第二には、そのようなねらいを財政論の問題としてどう解決したかである。このことは、ミル経済学における国家の位置づけの方法と認識の内容、経費論および租税論の性格と特徴、生産関係と分配関係における国家の諸機能などを分析することによってはたされるであろう。最後に、以上の検討を通して、スミス・リカードウに代表される古典派財政論の系譜の中において、ミルの学史的位位置づけと諸関連を明らかにすることである。

- (1) Hasbach, A History of the English Agricultural Labourer, pp. 242~4.
- (2) G. D. H. Col, A Short History of British Working Class Movement, Part I, Chap. VII. 及び北野大吉『英国自由貿易運動史』一〇章参照。
- (3) Mill, Autobiography, p. 132.
- (4) 出口勇蔵『経済学と歴史意識』三四九—五二頁参照。

J. S. ミルの財政論(斎藤)

(5) 福原行三「J・S・ミルの社会主義思想について」（大阪府立大学紀要・人文科学篇第四卷所収）参照。

(6) ミル遺稿『社会主義論』（Chapters on Socialism, 1879）参照。

二 ミル経済学における財政論の位置と構造

一八四八年のミル『経済学原理』（以下『原理』と略称）は、かれの経済学体系の集大成であるが、その編別構成はつぎのようになってゐる。すなわち、「第一編、生産」、「第二編、分配」、「第三編、交換」、「第四編、社会の進歩が生産および分配に与える影響」、「第五編、政府のおよぼす影響」から成立しているが、第一—四編では主として経済理論を述べ、第五編では政策論とくに国家・財政論を取扱っている。『原理』が、このように政策論ないし財政論を包含していることについては、ミルが、スミス『国富論』に代るべき包括的な経済学体系をうちたてんことを期したこと、そしてかれがリカードウ経済学にたいするスミスの卓越さをスミスの体系の包括性の点においていることをみると、体系的にはあたかもスミスのそれと同じものように考えられるかもしれない。しかしながら、『国富論』体系の編別構成は、たんに理論もかき、歴史もかき、政策論ないし財政論にも言及したというような意味において包括的であつたのではなく、換言すればこれらの各編が並存的に平行的におかれてゐるのではなく、むしろその包括性は各編が立体的に内面的な論理構成を与えられてゐる点に求められよう。すなわちそれは『国富論』全編を一貫する課題——ブルジョアの所有権の確立と原蓄国家止揚——を実現するため分析手つづきが、各編それぞれの抽象段階におうじて論理的に必然的な序列をもつて構成されており、それらの内面的な統一を与えているのが、スミスの経済理論に価値論に再生産論である。したがってスミスの体系は価

値論（＝労働一般の分析）を理論的出发点として、抽象から具体へと上向する方法によって整理されており、財政論ないし政策論も、このような経済理論＝価値論＝再生産論から上向し、その理論的基軸を生産的ならびに不生産的労働に求めている。

ところが、ミル『原理』においては、その編別構成の前三編を経済学の一般的抽象原理として、スミス、マルサス、リカードウの学説をうけつぎ、「静態論」と呼ばれるべきものとした。すなわちかれは「これまでの三編では、数学用語をうまく応用することによって経済静態と呼ばれたものを本書のゆるす限り詳細に考察し、経済的諸事実が原因および結果として相互にいかに関係しあうか」を取扱い、「同時に存在するものと考えられた社会の経済現象の集合的観察」を与えるものであった。したがってそれは、「停止的不変社会の経済原則を把握せしめるのみである」。そこで一步すすんで、「動的な、しかもより進歩した種族およびその影響のおよぶあらゆる範囲におけるたえず進歩的変動をなす人類の経済状態を観察しなければならず」、このような「変化とその法則ならびにその窮極的傾向を明らかにし、均衡理論に運動理論を——経済の静態論 (statics) に動態論 (dynamics) を——加えねばならない」とし、これを第四編の主題としたのである。⁽¹⁾

このようにミルは、静態論と動態論を分離したが、それはスミス、リカードウの理論に静態論的側面しか認めなかつた⁽²⁾ということ、したがってその静態論的側面だけでは政策論の基礎になりえなかつたので、第四編の動態論の補足によって、政策論と静態論との連繫をはかろうという意図に基いていると考えられる。こうしてミルは、抽象的一般原理と政策論とを分離しながら、動態論を導入することによって、両者を連繫させ、ミル『原理』に構想される経済学体系を樹立したのである。ここにスミスの体系が立体的＝内面的関連をもって構成されていた

のたいして、ミルの体系においては、理論と政策を機械的に分離し、さらに理論を静態論と動態論に區別し、^(註)そして再びそれらを機械論的に綜合集大成したことに、その特徴が求められる。

〔註〕 この理論と政策の分離 \parallel 対比は、ミルにおいては科学と技術との分離 \parallel 対比におきかえられている。すなわち、ミルによれば「科学は真理の集成であり、技術は行為のための準則または指針の一体である。……科学は一つの現象を認めてその法則を発見しようと努め、技術はある目的を立て、これを実現する手段を求める」⁽³⁾ものである。またこのようなミルの考え方は、自然的なものと、人為的なものとの分離 \parallel 対比の関係にもおきかえて理解しうるであろう。（後述するようにミルが生産法則と分配法則とを峻別している点を参考にされたい。）

したがって、われわれが問題として考察しなければならないのは、ミル体系における静態論、動態論、政策論の関連がどのようにになっているか、換言すれば、静態論で展開されている、生産、分配、交換の関係が経済学的にいかに関面的に連繫されているか、さらにその諸連繫のうえに、動態論を媒介として政策論とどのような関連をもっているか、であろう。この問題の考察を通して、ミルにおける政策と理論との関連およびミル経済学における財政論の位置を定置しうるであろう。

ところでミルは、政府の任務を主として社会制度の改良にあるとしている（この点は、のちにミルの「政府の一般職能」を検討する際に詳しくみることにする）から、政府の活動すなわち財政は分配法則を左右する重要な因子となるわけである。したがって政策論・財政論の目的と構造を明らかにし、その位置づけをおこなうためには、さしあたって、ミルにおける生産法則と分配法則の関係——かれはこの両者を峻別しているのだが——を検討しておく必要がある。

『原理』第一編生産論より第二編分配論に移るにさいし、ミルは生産法則と分配法則とを峻別して次のように主張する。「富の生産に関する法則や条件は、物理的真理の性質を帯びているものであって、したがって人の意のままに左右されるといったところがいささかもない。およそ人間の生産する物はいづれも外界の事物の組織と人間の肉体的・精神的構造固有の性質によつて定められた方法と条件によつて生産されねばならない。……ところが、富の分配についてはそうではない。それはもっぱら人為的制度的問題である。いやしくも財貨が存在すれば、個人的にも団体的にも、かれらが欲するままにそれらを処分することができる。この処分をいかなる人にも、そしていかなる条件においても、なすことができる。……分配は社会の法律および慣習に依存する。分配を決定する法則は、社会の支配的部分の意見および感情によつて作られるものであって、時代を異にし、国を異にするにしたがって大いに異なるものである。さらに将来の人間の意見によつてさらに今日とはなおいっそう異なりうるものである⁽⁴⁾。すなわちミルによれば、前者は「物理的真理の性質を帯び」、人為のよくしえない永久的・自然的・必然的法則であるのたいして、後者は、社会の法律および慣習に依存し、「もっぱら人為的制度的問題」である。この生産分配峻別論は、ミル『原理』の論理的支柱ともいふべきものであるが、こうしてかれは、生産をむしろ分配から独立して永遠の自然諸法則の枠内におしこめ、しかもそのさい、ブルジョアの諸関係が社会一般のくつがえしがたい自然諸法則となるのである。その反対に分配の領域では、人間は実際、勝手気ままがあらゆるかたちで許されるというのである。したがって、近代的生産をその一定の社会的仕組みの中で理解することを問題とし、むしろ分配の諸形態を、与えられた社会で生産の諸要因 \parallel 諸関係が規定するもつとも正確な表現として理解したりカアドウのほうが、これに比して本能的にはあるが生産と分配との関係をより正しく把握していたと

いえよう。分配を一面的に重要視し、分配を生産様式から独立したものととして把握することは、分配の領域においては政府の機能あるいは政策によって、資本主義制度の恩恵を社会全員にじゅうぶんゆきわたらせることが可能であるとする^{〔註一〕}ことである。その意味において、古典経済学が一切の攪乱の要素^{||}外からの政策を捨象して、経済的諸関係を客観的に考察していったの^{||}にたいして、古典経済学の根本的立場をゆりうごかす一大修正であったといえよう。かくして、ミルにおいては、生産を自然的^{||}絶対的なものとみなし、その与件のうえにたつて、人為的^{||}任意的と考えられる分配の領域に経済学の再構成^{||}作りかえの努力がなされるのである。^{〔註二〕}

〔註一〕 周知ごとく、ミルは『原理』の第二編第一章「財産」において、資本主義社会の現状をきわめて鋭く批判し「私有財産制度の現状をみると、……労働の所産は全く労働しなかつた人に最も多く分け与えられ、……労働の苛烈を加えるにしたがつてその受ける報酬はますます少くなり^{〔5〕}」とのべ、また富の老大な増加にもかかわらず、労働者の窮乏がいっそうふかまるという「労働の割あて（報酬の割あてはいうまでもなく）の不公平の甚だしさ^{〔6〕}」を批判している。しかしながらミルはこのような現状批判—現代社会の欠陥と不幸—は、資本主義制度に固有なものではなく、出発点の不平等や人間の我欲による一時的・偶然的な欠陥とみなすとともに古典経済学の労働価値説を実質的に放棄することによって、資本家の努力^{||}利潤を公平なものとして容認し、人間進歩に対応した人為的政策を通ずる、制度の社会的改良の方向に注目しながら、当面する現実の諸矛盾を資本主義のエーテルの中にひたしてしまふのである。^{〔7〕}ここにミル政策論の目的と政府機能の社会的性格の意義がうかがえると考えられる。

〔註二〕 したがつて、近代社会を—自然的関係としてではあれ—その内的編制において把握しようとして試みた古典経済学の科学性は、ミルにおいては放棄され、かれの経済学のねらいと新しさは、コントの社会哲学的考察を経済学に導入することによってなされた分配論の工夫にあつたといいうるであらう。

いままで考察してきたところによって、ミル政策論の対象は分配法則の原因である社会的条件—制度に属することが明らかとなったわけであるが、すでに述べたように、ミルの『原理』第五編は「政府の及ぼす影響について」と題されており、いわゆる政策論を取扱っている。かれは本編の冒頭において「今日、政治学上ならびに實際政治上最も議論ある問題の一つは、政府の職分および活動の正当なる限界に関するものである。かつては、政府はいかに構成さるべきであるか、そして政府はその権力をいかなる原理原則にしたがって行ふべきか、という問題が論争の課題であった。しかし今日においては、政府の権力は、人間事項のいかなる部門にまで及ぶべきか、ということもまた、ひとしく問題である。そして人類の状態を改良する手段として政府および立法の改変の気運がつよく動きつつある現在、この議論の興味は減少するよりもむしろ増大しつつあるように思われる」と述べている。すなわちミル政策論の基調は、右の引用文にもみられるように、スミスやリカードウの伝統的自由放任主義の時代とは異なり、近代社会の矛盾たる富の分配の不平等の解決という実践的要求を反映して、政府の職分や活動の範囲すなわち政府が人間生活に干渉しうる範囲をどの程度にまで拡大して、人間生活の状態を改良すべきかということである。

さて『原理』第五編の編別構成はどのようになっているだろうか。全体は一十章よりなり、第一章は「政府の一般機能」と題され、まず政府の職分を、必然的職分と選択的職分とに分ち、その区別の基準を社会制度の改良のための「一般的便宜」(General expediency)⁽⁹⁾に求め、「第一章」以下における論述の順序を示し、かれの政策論の構成を説明しているが、それを整理すれば次のようになる。⁽¹⁰⁾

〔一〕 必然的職分の経済的効果

1 収入徴収論

(イ) 租税論

第二章 租税の一般原則

第三章 直接税

第四章 消費税

第五章 その他の租税

第六章 直接税と間接税との比較

(ロ) 公債論

第七章 公債

2 財産および契約に関する法律

(イ) 一般法律制度論

第八章 政府の普通の職分とその経済的效果

第一節 生命・財産の不安なることの結果

第二節 租税過重の結果

(ロ) 法律各論

第九章 前題のつづき

(ハ) 裁判所および警察制度論

第八章

第三節 法律制度および司法制度の不備の結果

〔二〕 謬説にもとづいて行われる選択的職分

第一〇章 謬説にもとづく政府の干渉

〔三〕 推奨しうべき選択的職分

第十一章 自由放任主義もしくは非干渉主義の根拠と限界

このように、『原理』第五編は政府の職分論——政策論——として展開されており、財政論は伝統的な方法のように、財政論をそれ自体として経費論・租税論・公債論という風に取扱うのではなくて、あくまで職分論ないし政策論としてその中で展開されている。生産関係——体制をあたえられたもの、絶対的・永久的なものとしたうえで、その枠内で報酬と努力とに比例するように公正な分配原理を実現し、富の分配の不平等を除去すること——ここに政策論の現実的テーマを見出しているミルにとっては、そのテーマの解決こそ人為的・任意的に決定される政府職分の領域となる。したがってかれにとつての政府は、もはや古典経済学が主張した経済の自律性を攪乱しないような与件としてではなく、経済社会における公正な分配・社会改良にとつて必要不可欠な有効な道具として把握されている。古典経済学でとりあつかわれた政府は自由競争——平均利潤法則の成立と貫徹——を攪乱しない与件として、その機能範囲を限界づけられている。そしてミルは、このような自由競争のもとで生産の運動法則に密着したものととして古典経済学で考察された財政論を一応は継承しながらも、それだけに満足せず、財政政策が政府職分としてはたすところの機能——すなわち分配関係の改善——を具体的・実際の見地から究明し、

古典経済学の財政論のもつ抽象性を克服しようという意図がうかがわれる。換言すれば、財政論と経済理論との内面的関連を追求することよりも、財政政策によって、所得の分配関係を変更・改善——生産の内的関係はそのままにして——するためには、古典経済学のように所得の分配法則から直ちに財政諸範疇の自然的運動法則を導きだすという抽象的方法に満足せず、政府職分としての経費・租税・公債の実際的、具体的機能を重視したのである。すなわち古典経済学における政策論——財政論——は、経済理論から分離してとりあつかわれたのではなく、理論の延長として理論の具体化として考察されている。それにたいしてミルの場合は、理論は理論として政策論と分離され、財政論を政策論として展開するために、どのような政府職分が必要で奨励されるべきか、どのような租税原則にたつてどのような租税が奨励され、またそれらの財政政策によつてどのような影響をあたえることができるか、という点にミルの関心が向けられている。このような意味において、スミス・リカードウとミルとの場合は財政論のとりあつかいが全く対照的である。^{〔註〕}

〔註〕『古典学派の財政論』の著者である井手文雄氏は、このようなスミスとミルとの著しい対照を、財政論をそれ自体として展開しその中に政策論をおりこんでいる（『国富論』におけるスミスの方法）か、財政論の一部たる租税論や公債論が政府の職して展開分論——政策論——として取扱われ展開されている（『原理』におけるミルの方法）か、の点に求められている。^{（11）} しながらこの両者の対照・相違は、前述した生産法則・分配法則の関連、生産諸関係にたいする認識における相違に由来するものである。さらに体制の矛盾が表面化しない段階においてスミス・リカードウが、経済社会の内面的関連に関する法則と密着してその延長として考察しえたのにならして、ミルは体制の矛盾——とくに労資の問題——の表面化を眼前にして、財政論を抽象的に純粹なかたちではなく、具体的・実際的見地からの財政政策としてとりあつかったところに、その特徴がある意味では、政府の職分、たとえば立法を重要視し、理論と実際との形式的な区別のうえに成立したドイツ財政学の実際

る。このよ家的性格とミルとの場合には若干の類似点がみられる。しかしながら、ドイツ財政学における国家は超越的・倫理的なものであり、理論と実際とが完全に区別されているのにたいして、ミルにおいては、古典学派の伝統的自由放任主義を一応原則的に認めながらも、その限界を認め、その限界を政府職分の拡大によって補填し、資本主義の理想化―自由競争制度と私有財産制度の完全化―を実現しようとしたのであって、政府にたいする認識について古典経済学の伝統が流れており、同時に折衷的な把握におわったものである。

したがってミル財政論の構造的特徴は、いわゆる経費論、租税論などがそれ自体としてとりあつかわれず、むしろ政府職分論としてその中に分散的・附随的に展開されていることに存在するといえよう。つまり、経費、租税などは政府職分の機能の一つとして、分配関係を改善し、市場価格を変更・修正するものとして考察の対象となっている点である。この点は、古典経済学における経費、租税などが経済法則とともに運動し、生産 \parallel 分配関係を攪乱しないものとして、財政論を客観的、抽象的に展開したのにたいして、経済法則の運動がうみだした矛盾に注目して、その矛盾を調和し解決するものとして政府職分の中で財政政策を展開したミル財政論の積極面といえよう。

- (1) Mill, *Principles of Political Economy*, p. 695. 戸田武雄訳、(四)五―六頁(邦訳については、一応戸田訳にもとづいてゐるが、必ずしもこれによつてゐないところも多い。)
- (2) 岸本誠二郎『分配の理論』、三一五頁、および舞出長五郎『経済学史概要』上巻、四六四―七二頁参照。
- (3) Mill, *Essays on Some Unsettled Questions of Political Economy*, p. 124. 末永茂喜訳、一六〇頁。
- (4) Mill, *Principles*, pp. 199-20. 戸田訳(六―七頁)。
- (5) Mill, *ibid.*, p. 208. 戸田訳、(一)一八頁。

- (6) Mill, *ibid.*, p. 208. 戸田訳、(一)一七頁。
- (7) 井村喜代子「古典学派の崩壊と『賃労働』分析の転換」(三田学会雑誌、五〇巻二号、所収) 参照。
- (8) Mill, *ibid.*, p. 745. 戸田訳、(五)五頁。
- (9) Mill, *ibid.*, p. 13. 戸田訳、(四)一三頁。
- (10) 井手文雄『古典学派の財政論』、四六五—六頁。
- (11) 右同、四六七—八頁。

三 ミル財政論の内容と性格(一)——経費論

すでにのべたように、ミルはまとまった形で経費論を展開していず——そのことがかれの経費論の特徴であるが——、政府職分論として、その中で分散的・附随的に取扱ひ、その制度的・質的作用を重要視している。したがって、かれの経費論の内容と性格を検討するためには、その前提としてあらかじめかれの職分論を若干みておく必要がある。前節でも明らかにしたように、ミルは『原理』第一章において政府の一般機能をとりあげ、それを必然的職分と選択的職分に区分し、『原理』第二—十九章において必然的職分論を第一〇—一一章で選択的職分論を展開している。このなかには収入論(すなわち租税論、公債論など)も含まれているが、経費論との関連を中心に、以下ミルの職分論を検討する。

ミルは政府の必然的職分の範囲の決定について、これは案外複雑多岐な問題であつて、政府の職分とは暴力および詐欺にたいして民衆を防衛することに限定すべきだ、という通俗の議論を批判・検討して、結局「……今ま

で十分説明したように、政府の職分として認められているものは、頗る広範囲にわたっており、ある定義をもつてこれを限界づけることは容易でない。この種の職分のすべてに共通する正当な根拠としては、一般の便宜という根拠以外には、これをみいだすことは殆んどありえない⁽¹⁾と述べている。すなわちミルによれば、政府の職分を、必然的職分と選択的職分とに分つ基準は「一般的便宜」にもとめられている。したがって、この「一般的便宜」という基準をミルがいかに理解していたかを検討することが必要となる。これを検討することによって、ミルの政策論——財政論——の本質がどのようなものであるか、また政府の干渉の範囲がどの程度におよぶべきか、すなわち経費の制度的・質的作用が究明されるのである。

さて、「一般的便宜」は政府の職分論すなわち政策論を根拠づける基準とされているが、すでに述べたように、ミル政策論のテーマは公正な分配原理の確立・社会制度の改良であるがゆえに、この「一般的便宜」という概念は、当然のことながら社会制度の改良と密接な関連がなければならぬ。ところでミルのいう社会制度の改良については検討する場合に最も特徴なことは、かれが現時の社会制度の弱点として富の分配の不公平をアキユートに認め批判しながらも、かれが対象とすべきだとするものは、現在のごときものではない理想的な社会制度である⁽²⁾と指摘し、「今後相当長い期間、私有財産と個人の競争とにもとづく社会の生存と発展との諸条件⁽³⁾」を問題とすべきだと主張している点である。

ミルによれば、現時の富の分配の不平等は現社会の出発点における財産分配が労働に比例しないで「征服や掠奪の結果⁽³⁾」により、さらに労資の関係において「正義または公明の念慮に欠けている⁽⁴⁾」ことに由来し、これは私有財産制度の本来の姿ではない。しかもこの私有財産制度の根底には報酬と努力（これには労働者の労働とと

もに、それに匹敵する資本家の利潤₅節慾・危険負担・指揮上の勤勉と手腕がふくまれる」とが比例するという原則₆があつて、この原則からすれば、報酬——賃金と利潤——は労資それぞれの努力に比例するのであるから、そこにはなんらの不平等も矛盾もないことになる。かくしてミルにとっては、「人々にその労働および節慾の成果を保証し」、「報酬と努力とに比例するという公平の原則」を貫くことができる本来の理想的な私有財産制度を実現することが意図され、そのためには人間の精神的進歩がこれに伴わねばならず、「人間の向上の現段階においては、主なる目標は、私有財産制度を顛覆せずこれを改良しこの制度の恩恵を社会の全員に充分にわかつこと」でなければならなかつた。すなわちミル政策論の具体的課題は、私有財産制度と自由競争制度の否定にあつたのではなく、その漸次的改良と理想化を実現することであり、この目的を実現することこそが政府の職分₇政策なのであつた。

〔註一〕 この原則からして、ミルは人間の精神的進歩に支えられた社会改良として、不勞所得たる相続制度や労働の所産でない土地所有の制限、出来高払制や利潤分与制・労資關係を自然的な状態によつて解決する協同組合的方向における労働組合の容認などをさしめしめている。

〔註二〕 だが他面においてミルは、自由放任主義の根柢と限界を主張しながらも原則的には政府の干渉主義に反対し、干渉の弊害を列挙し、自由放任主義を一般原則とすべきことを主張している点も忘れてはならない。かれが自由放任主義の限界を認識し、政府活動の範囲の拡大を承認したのは、社会改良によつて本来あるべき姿の私有財産制度と自由競争制度を実現するためであつた。

以上の叙述を通じて、われわれはミルが政府職分の基準として考えたところの「一般的便宜」の概念を検討してきたのであるが、ミルにとつて「一般的便宜」とは右にみてきたような意味における、労資關係の性格の変化

・公正な分配・共通福祉への関心の確立による社会制度の改良であった。したがってかれにとつては、このような社会改良をもたらす職分とそうでない職分とに政府の職分は区分され、前者をもって必然的職分、後者をもって選択的職分とすべきだと考えられたのである。このような意味において、「一般的便宜」の概念が政府職分を区分する基準として適用されていると考えてよからう。

かくしてミルが承認し要望する政府活動は、(一)個人の生命・財産を、他人の暴力・詐欺の危険からまもるとともに、相続権や契約や破産を規制し制限する必然的職分、および(二)政府の職分とすべきか否かについて議論の余地のある選択的職分のうち、教育、労働者保護、公共事業(ガス、道路、水道の建設・維持)、植民地開発などは推奨すべきものであった。これに反して選択的職分のうち、内国産業の保護、高利制限、商品の価格統制、独占権の附与、労働組合の禁止などは、弊害の多い政府干渉として、反対し否認しなければならぬものであった。これをみれば、ミルの意図するところは現時の社会のもつ矛盾、とくに社会問題の発生に当面して、それらを改良しつつ、根本的には自由競争と私有財産とに立脚する資本主義経済体制の永続的存立・発展をはかるために、政府の諸立法・諸活動の範囲と限界を決定することにあつたということが明瞭になる。

まず必然的職分をみるならば、生命・財産を保護することは、私有財産制度の擁護・確立ということに外ならず、このことよつて、「産業活動の能率は、その結果がその活動をなす人に保証される程度に比例して大となるであろうし」、また「すべての社会のしくみは、それが各人の労働の報酬をその労働のもたらす福利にできるだけ比例させるようにするに⁽⁷⁾応じて、有用な努力をますます助成するものである」。さらに相続権や契約や破産を制限し規制することは現時の不公平を改良して、人々に「報酬と努力とに比例するという公平の原則」を貫き、

「その労働および努力の成果を保証」⁽⁸⁾するような正当な理想的私有制度を確立することであるとにも、他面では労働に比例しない・現社会の出発点における財産分配の不平等を改良して、「すべての者が競争において公平にスタートを切ること」⁽⁹⁾ができるような正しい自由競争制度を実現することを意味したのである。

つぎにミルが選択的職分として推奨したものをみると、教育政策は需要にたいする合理的価値判断、人口の自発的制限とそれにもとづく賃金の上昇のために、労働者保護は労働力の再生産維持のために必要とされ、公共事業は独占になり易い弊害を除去するためだと主張する。これに反して、ミルによつて排斥され、否認された政府の干渉は、すべての商品取引の自由な発展、需要・供給の正しい作用を妨害するもの、完全なる自由競争制度を破壊し、その経済上有利な効果を阻害するものであった。

ミルは原則的には政府の干渉主義に反対し、干渉の弊害を列挙し、自由放任主義を一般原則とすべきことを主張しながらも、政府による新しい干渉の必要を指摘している。それは一九世紀三、四〇年代から六〇年代にかけて自由主義的経済政策したがつてまた自由主義的財政政策を実現したイギリス資本主義の段階、同時に生産関係に矛盾とくに労資の矛盾が表面化した段階に、資本は政府の干渉を排除しようとするが、同時に個々の資本ではコントロールできない矛盾であるがゆえに、政府による新しい社会的統制をよびだし、社会的利益のコントロールをはからざるをえないのである。ただミルにとっては、そのような干渉は分配領域の社会改良をもたらし、より完全な自由競争と私有財産の制度を実現させ、したがつて生産の増加、分配の不平等の改善、すなわち社会的利益をはかることを可能にさせるのである。

さて、政府の職分はこれまでみてきたよう目的と役割をもっているが、職分の遂行には当然その物質的基礎の

量的表現たる経費の問題が関連してくる。ミルのいうように政府の職分が拡張し修正をうければ、スミスによって理想とされた「安価な政府」も、ここに重大な修正をこうむるわけである。したがって経費膨脹が考えられるわけであるが、ミルは経費膨脹の法則を認識しなかった。かれの生きた時代はすでにのべたように、自由主義的財政政策がほぼ実現されつつあり、産業革命以後世界の工場として繁栄しつづつあったイギリス資本主義を背景にした富 \parallel 国民所得のいっそう大きな上昇があったがゆえに、「政府の必要経費は、資本または人口と同じ割合で増加するもの」ではなく、「そこで負担はたえずより少く感ぜられるようになってゆく」⁽¹⁰⁾。すなわちミルは、経費は絶対的には膨脹するけれども、富 \parallel 国民所得にたいしては相対的に減少していると考えたわけである。これは、財政現象の面における「安価な政府」の動向が存在していることのミルへの反映であるが、その反面、政府職分の拡張は当然経費の面に反映されないわけにはゆかず、根強い経費の膨脹傾向がみられるという事実をも忘れてはならない。^(註)そしてこの「安価な政府」自体のうみおとした諸矛盾によって現象化しつづつある経費膨脹の傾向が、当然のことながら国民経済におよぼす影響を検討しないわけにはいかない。

〔註〕 このような意味において、経費膨脹の傾向がみられるとしても、それはA・ワグナーのいうところの、「経費膨脹の原則」とは異なっている。ミルの場合には、イギリス資本主義が自由主義的財政政策を実現しつづつあるという現実が存在している。だから経費膨脹の傾向がみられるとしても、経費の生産性に立脚して膨脹傾向を合理化するワグナーとは異なり、まだ「安価な政府」を原則とする楽観的な認識にみちみちていると思われる。しかしながら、経費の膨脹をみとめ、政府職分がきわめて有用であることを主張するミルの場合には、本来「安価な政府」のもっていた歴史的意義が失われており、選挙法改正以後のマンチェスター主義が支配していた時代にみることができ「安価な政府」論である。

ところで、もともと経費の性格は、経費の支出によって一定量の財貨・労務が消費され、あるいは購買力の移転がおこなわれるという見地から論ぜられてきたが、この問題の焦点をとくに経費の生産性にもとめ、一貫した理論を展開したのは、周知のごとくスミスであった。その場合スミスの理論的出発点は社会の労働を生産的ならびに不生産的労働の二種類にわけ、前者を富を生産し利潤をうみだすものとし、後者をそうでないものとした。すなわちスミスは富の生産・増大を基準として生産的ならびに不生産的労働の区別をしたのである。このように、スミスが富の生産を物質的富のそれとして出発させているのに反して、ミルにおいては、富の生産の定義を拡大解釈し、したがって生産的労働の範囲も、スミスよりも広くなっている。かれは生産的労働として、つぎのものをあげている。「人類にとって有用または快適なある物質的生産物の創造を直接の目的または効果とする労働および支出。人間または他の動物にとって有用または快適であつてかつ交換価値を有する能力または性質を与えることを直接の効果および目的とするところの労働および支出。有用な物質的生産物あるいは肉体的または精神的能力ないし性質の創造を直接の目的とするものではないが、間接にこれらの目的の中のいづれかを促進するのに役立つ、かつひとりか目的のためにのみ用いられあるいは要せられる労働および支出」⁽¹¹⁾。そこで、工業技術の修得に費される労働は生産的労働の部類に入れられ、さらに裁判官、立法者、警察官、兵士の労働すらも、「色々な方法で提供されて産業の繁栄にとって不可欠であるところの保護を与える」⁽¹²⁾ゆえに、生産的なものとなる。^(註)

〔註〕 かくしてミルの場合には、間接的に富を生産する労働という解釈のもとに、価値を生産する労働とたんなる価値の移転にすぎない労働との混同がおこり、あるいは生産物の不生産的消費にすぎないものまでも生産的労働の中に潜入させられ

ている。すべてミルにおける労働価値論の實質的放棄と生産にたいする正しい認識の欠如に基因する。

このようにみてみると、ミルの理解したところの経費の経済学的性格と、スミスが「安価な政府」論に理解したそれとの相違が明瞭となるであろう。スミスにとっては、官吏などの政府機関に働くものの労働は不生産的であるゆえに、経費の性格が論ぜられているのに反してミルにおいては、官吏、軍人、警察官などの労働は間接的に生産的労働と規定され、それゆえに経費もまた大部分生産的資格をもつものと規定されることになろう。古典派経済学における財政論とくにスミスにおいては、不生産的労働者は直接純収入もしくはこれから派生した財政収入から支払われるから、不生産的労働者が少なければ少ないほど純収入はいよいよ多く資本の蓄積、生産的労働の雇傭にふりむけられ、ここにかれの「安価な政府」の主張があらわれるのである。ではスミスのこのような見解にたいして、ミルが生産的ならびに不生産的労働の区分を経済学的に曖昧にした点が、かれの経費論にどのような形であらわれているか、という問題について若干の検討をしておこう。

ミルは、経費の作用を総労働者の雇傭量との関連において問題としている。まず労働者から租税が徴収される場合について、かれは、「もし政府が各労働者から一週一シリングの租税を徴収し、これをすべて、兵役、公共事業またはこれに類する事業のための労働者の雇傭にあてるならば、政府は、たしかに労働階級全体にその租税を払いもどすことになり、これは事実上貨幣を人々にまくことであろう。しかしもし政府がそれごとく物品の購入に費し、また物品を購入する官吏の俸給に附加するならば、このことは労働の需要を増加することもなければ、また賃金を高めることもない」と述べている¹³。かれは商品にたいする需要は労働にたいする需要とは一致しないと考えていたから、政府支出が物品購入に向けられた場合は労働雇傭量の増加はおこらない。したがっ

てかれにとつては、経費が労働にたいする需要を形成する「労働の維持および報酬に直接支出」⁽¹⁴⁾される資金として支出される場合が問題となってくる。ミルはつぎのようにいう。「……政府が、おそらく実際にそうするであろうが、納税者が労働の直接雇傭に支出したであろうと全く同じ金額を、たとえば水夫、軍人および警官の雇傭にか、またはその窮極的作用によって資本を増加せしめるところの公債の償還に支出するとすれば、労働階級は租税によって、職を失うことなきのみでなく、おそらく若干の利益をえ、そして租税金額は、それが意図された場所に絶対⁽¹⁵⁾に帰着するであろう」。右に引用したようにミルの見解は、租税によって徴取された貨幣は、政府支出——経費——の作用を通じて、労働者に不利な結果をおよぼさなければかりか、若干の利益をもたらすのである。すなわちミルは、経費を官吏その他の労働者の直接雇傭に支出することによって、総労働量には変化なく、むしろ雇傭量の増大をもたらす可能性があると主張する。この場合、ミルが問題としているのは総労働雇傭量であるが、経費によって総労働雇傭量に変化をあたえるのは、政府支出によって雇傭される官吏などの労働である。ところがミルにおいてはすでに述べたように、この官吏などの労働は間接的な生産労働と規定され、ミスが生産力増大の視点から規定した生産的ならびに不生産的労働の概念を拡大し、曖昧にしている。すなわちミスによって不生産的労働と規定された官吏労働を、ミルは間接的な生産労働と規定している。したがってかれにおいては、経費による労働者の雇傭におよぼす量的・質的作用——生産的・不生産的労働の量的・質的關係——に關心が示されず、むしろ総労働雇傭量の変化のみが問題となったのである。それはミルが、当時のイギリス資本主義が重大化させつつあった労資問題を重要視していたことを物語るとともに、周期的に到来しつつあった過剰生産恐慌の解決策を、資本の利潤衝動を、官吏などの労働に求めることを反映しているといえよう。この点は

ミルが公債を財源とする経費の作用について、スミスやリカードゥと異なる見解を展開していることに示されている。

ミルによれば、公債は不生産的臨時費——主として戦費の調達——の財源であり、「公債は、一国の資本のうち、道具、機械および建物よりなる部分からは取出すことができない。公債は全部、労働者にたいする支払いに支出される部分からひきだされる」⁽¹⁶⁾。すなわちかれは、公債の発行は、流動資本とくに生産的労働の雇備にあてられる資本部分を縮少し、労働の雇備量を減じ、賃金総額を低下させて、労働者に不利な影響をおよぼすことが多い、として批判する。しかしミルはそれが、国内に過剰になった遊休資本——過剰資本——または外国資本によつて応募されるならば、労働者にとつて必ずしも不利ではないと考えた。この場合は、資本の絶対的過剰・蓄積の停止が生じているのだから、政府がこのような過剰資本をとりあげても、生産資本を縮小させることも、したがつて労働雇備量を減少させることもありえない。むしろ、公債を財源とした経費の支出によつて、労働者にたいする需要がおこり、労働者には利益となる。すなわちミルはつぎのようについて、「公債が一国の資本の溢区分か、または溢出しなければ当然おこらなかつたような資本蓄積に限定される場合には、公債は少くともこの大非難をうけることはない。このような公債は当時の何人をも、利子払いによるほか困窮させず、しかもその支払い期間において労働階級に利益をあたえる。たとえば軍人、水夫などの労働の直接雇備に使用されることもある。しかもこの資金たるや、他の場合には全く国外へ逃避した筈のものだからである」⁽¹⁷⁾。このことは、右にみた富裕繁栄している国における過剰資本の場合であるが、富裕ならざる国において公債が外国資本によつて応募される場合にも同様のことが主張されるのである。さらにミルは、労働者にたいする影響のみでなく、過剰資本の存在

する場合、公債の発行は適当な額にとどまるかぎり、利子率の低下を防止し、資本市場の困難・矛盾を解決する手段にもなりうると考えていた。⁽¹⁸⁾

このようにみると、スミスが生産的ならびに不生産的労働の見地から一貫した理論でもって、経費の不生産的性格を指摘したのに比して、ミルの見解には一大転換が示されている。もちろん、ミルには経費の生産的あるいは不生産的性格を明瞭に指摘した見解は見あたらないが、拡大しつつある政府の諸活動が社会改良を実現し、その諸活動の物質的基礎たる経費は、スミスのいうように生産的労働の犠牲による不生産的労働の増加をもたらし、生産力の発展・富の蓄積を阻害するのではない。経費は直接的生産労働(≡スミスにおける生産的労働)の雇傭を減少させることなく、不生産的労働雇傭、商品購入による消費を減少させて、間接的生産労働(≡スミスにおける不生産的労働)の雇傭を増大させる。かくしてミルにおいては、スミスが主張したような経費の不生産的性格についての理論的一貫性(≡科学性)は喪失し、経費の生産的あるいは不生産的性格が交錯し、曖昧にされているとみてよからう。^(註)だが他面において、スミスが生産的・不生産的労働の視点から経費の性格のみを問題としたのたいして、ミルの場合には、経費の機能としての国民経済におよぼす影響、すなわち国民経済から貨幣を徴収しふたたび国民経済へ貨幣を散布することによる分配関係の変化、所得の再配分——とくに労働雇傭量の変化についてはあるが——を考察しているが、その点は注目すべきことであろう。

〔註〕ミルは、政府が産業活動を振興し、資本を創出することができる、と述べて、経費の生産的性格を認めている場合も
490。

(一) Mill, Principles, p. 800. 三田訳、頁一三三頁。

- (2) Mill, *ibid.*, p. 217. 戸田訳、(三)三〇—一頁。
- (3) Mill, *ibid.*, p. 208. 戸田訳、(三)一八頁。
- (4) Mill, *ibid.*, p. 761. 戸田訳、(四)一〇八頁。
- (5) Mill, *ibid.*, pp. 208-9. 戸田訳、(三)一八—二〇頁。
- (6) Mill, *ibid.*, p. 217. 戸田訳、(三)三一頁。
- (7) Mill, *ibid.*, p. 115. 戸田訳、(一)一九八頁。
- (8)(9) Mill, *ibid.*, pp. 208-9. 戸田訳、(三)一八—二〇頁。
- (10) Mill, *ibid.*, p. 876. 戸田訳、(四)一三八—九頁。
- (11) Mill, *Essays*, pp. 84-5. 末永訳、一一二頁。
- (12) Mill, *Principles*, pp. 48-9. 戸田訳、(一)八四頁。
- (13) Mill, *ibid.*, pp. 827-8. 戸田訳、(四)五九—六〇頁。
- (14) Mill, *ibid.*, p. 139. 戸田訳、(一)三九頁。
- (15) Mill, *ibid.*, p. 89. 戸田訳、(一)五八頁。
- (16) Mill, *ibid.*, p. 76. 戸田訳、(一)三四頁。
- (17) Mill, *ibid.*, pp. 875-6. 戸田訳、(四)一三八頁。
- (18) Mill, *ibid.*, p. 874. 戸田訳、(四)一三六頁、参照。

四 ミル財政論の内容と性格(二)——租税論

資本主義の上昇期において、そこで支配的地位をしめていた産業資本は、一方ではすでにみたような「安価な

政府」とこれに対応する中立的租税の実現、公債の排撃をもとめるとともに、他方では租税の根拠論および租税原則については、利益説ないし交換説と、スマスによって代表されるような公平・明確・便宜および徴税費最小の原則を主張した。そして租税政策においては、商品取引の自由はもちろん、その結果自然に生れてくる価格体系や産業構成と分配関係が課税によって攪乱されないことを要求したのである。この原則の中核をなす「公平」の内容については、収入——それは租税の給付能力でもありうる——に比例することであるとして、これにもとづいて奢侈的消費税ならびに収益税からなる租税はまさに産業資本の要求に合致するものとして、ある程度まで実現した。⁽¹⁾

しかしながら、資本主義のいつその発展にともなって、ますます懸絶する資本所得と労働所得の不均衡は、スマスが破壊的なものとした所得税を生みだし、収益ないし所得の発生とその個人への帰属関係が複雑化してくると、もはや租税利益説にもとづいて収益または所得に比例するという方法では、租税原則のうち最も重要だと考えられてきた「公平」の原則をみだすことが困難になってくる。かくして、このような租税利益説ならびにスマス租税原則にたいする疑問ないし異議が、ミルによって提出されるのである。

ミルは『原理』第五編第二章「租税の一般原則」の第一節において、スマスのいわゆる課税四原則——公平、明確、便宜、徴收費最小——のうち、後の三つについてはそのまま認めているが、第一の「公平」の原則にたいして異議をとえ、つづく第二節において課税の根拠を説明している。まずミルの説明を聞こう。かれは次のようにいう。

「社会の個人または各階級は、政府にたいしていずれも同等の請求権をもっているであって、政府はその間

に差別をたててはならないのであるから、政府がかれらに向つて要求する犠牲はいずれも、万人にほとんど同等の負担をあたえるものでなくてはならない。そしてこのことが、全体として最小の犠牲をもたらす方法であることを認めねばならない。……したがつて……課税の平等ということは、犠牲の平等を意味するものである」⁽²⁾。

このように、租税を「犠牲」と考えたミルは、租税利益説、すなわち社会の各人が納付する租税は、各々が政府からうける利益の代価であり、政府の与える利益に応じて負担するのが公平であるという所説に二つの点から反対している。第一に政府が各々にあたえる利益はたんに納税者個人の生命財産の保護にとどまるものでなく、より広汎な社会の福祉と弊害の除去にある。第二に政府が社会の各々にあたえる利益は本質的に不確定なものであつて、それに一定の価格をあたえて、それを実践的な結論の根拠とすることはできない。したがつて、利益の大小と保護の大小とは、価格関係で測定することはできず、それにもとづいた比例税主義は根拠薄弱である。こうしてミルは、スミスの「公平」原則を、収入にたいする公平から「課税による犠牲の平等」に転化させ、いわゆる平等犠牲説を主張する。

だが、もともと租税利益説は、租税が私有財産にたいする強制的な参与という事実と私有財産の神聖というブルジョアの理念との間の形式的矛盾を、交換関係ないし貨幣関係に還元することによつて、ギヴ・アンド・テイクの擬制的関係において説明しようとしたものにすぎず、政府と納税者との関係を、直ちに価格関係に測定して科学的に解明したものではなかつた。すなわち租税の根拠をブルジョアの表象において合理的に説明しようとしたにすぎないという制約をもつていた。だから比例税主義が「公平」な租税とされたのは、政府が納税者に与えた利益に比例して課税されるがゆえに「公平」であるのではなく、収益の大小にもとづく比例税主義は利潤率均

等化法則にもとづく資本の自由な移動と転嫁作用とによって、資本関係の相対的地位を変更しない、すなわち私有財産・所得の分配に適合し正義の理念にかなうような課税主義であるがゆえに、「公平」なのである。このような意味において、スミス・リカードウが考えた「公平」原則は、たんに課税技術上のそれではなかったし、また恣意的な形而上学的要請でもなかった。かれらは租税を価格論や分配論の延長として、資本の運動法則にもとづく転嫁作用を究明することによって合理的に説明したのである。

だが、租税利益税が本来もっていた租税を合理化しようとした制約は、資本主義の上昇期においてはまだその意義を失うものではなかったが、資本主義の矛盾が表化し、ふかくなるとともに、その擬制は妥当性を失ってきつつあった。また資本所得と労働所得の不均衡が拡大し、収益ないし所得の発生とその個人への帰属関係が複雑化するに依りて、もはや外形的標準による比例税主義のみでは、従来の「公平」原則をみたすことはほとんど不可能になってきた。したがって、スミスの時代に絶対的・普遍的なものであった租税利益説ならびに「公平」の課税原則が、ミルによって拒否され、租税「平等犠牲説」が主張されたのは、資本主義に内在せる矛盾に基因する当然の帰結であるといえよう。しかしながらミルは、右にみたように利益説と「公平」原則に異議を示し、その理由として政府の給付の測定が不可能であることをあげている。そして「平等の犠牲」を主張する根拠として、政府が社会の各人にたいして差別をしてはならないことをあげている。租税を資本の蓄積を阻害せず分配関係を変更しないものとして考察したスミス・リカードウとは異なり、かれは租税を現実拡大しつつある所得分配の不平等を修正し変更する手段と考え、そのために租税はすべての人々に可能なかぎり同一の負担を与えるようにしなければならぬと主張する。このような意味でかれは「平等の犠牲」を課税原則にかかげたのである。

ところで、ミルは「万人がその利害関係を有するある目的のために自発的にその資力に応じて拠出をしたとき、各々はいずれも正当にその義務を果したと考えられ、すなわち共同の目的のために平等の犠牲をはらったと考えられる」という。したがってミルにおいては、各々の与えられた財産、所得という外的課税標準にもとづく比例税主義でなく、所得とその主体たる人間との関係、所得の総体に統一された人格の給付能力 \parallel 担税能力に適合するような課税原則が提唱されたのである。そこで、「平等犠牲」の基準を、各人の給付能力 \parallel 担税能力にもとめ、資本所得と労働所得とのあいだの、および大所得と中小所得とのあいだの不均衡の拡大、財産の分配関係の出発点における不平等を改善する意図をもって、利益説にもとづく比例税主義の欠陥を是正し、犠牲説にもとづく課税主義をとり入れたのである。そして、所得の性質、人格の担税能力 \parallel 給付能力に関連させて、犠牲の平等をはかろうと考えたのである。ではかれは、このような課税による「犠牲の平等」をいかにして実現しようとしたのであろうか。

ミルはつぎのように考えた。多くの人々によつて、「小所得から取上げられる十分の一は、はるかに大なる所得から取上げられた同じく十分の一よりも、より重い負担となる」⁽³⁾という理由のもとに比例税が否定され、累進税が人気をあつめつつあるにもかかわらず、累進税には原則的に賛成しない。かれは累進税に不賛成の第一の理由として、「大所得にたいし小所得よりも高い率で課税することは、勤勉と節約にたいして課税すること」⁽⁴⁾であるから、高額所得者の貯蓄と投資を阻害することを指摘する。したがって、累進税をもって分配の不平等を矯正するという方法は、神聖な私有財産制度を犯すこととなる。私有財産制度を基礎にした労働と勤勉 \parallel 節約によつて、資本の増大・生産の増加をもとめたミルにとつて、このような累進税主義を採用することはできない。

かくしてミルは、私有財産制度の神聖さを犯してまで累進税主義を採用するわけにはゆかないが、当面している富の分配の不平等を軽減するためには、その不平等をたすけている比例税主義の矛盾を解決しなければならない。かれは、そのような意味での課税原則は私有財産制度の神聖さを侵すものであってはならず、むしろ課税による「犠牲の平等」によって正当な、理想的な私有財産制度をつくりあげ、この過程の中でこそ、富の分配の不平等が軽減されうると考えたのである。

ミルは平等な犠牲を実現する方法として、第一に個人所得のうち生活の最小の必要をみたすにたる一定限度の所得、すなわち「単一の所得をもつて普通の生計を営む一家族が、生命および健康の保持に必要なものをえ、平常の疾病の予防をなしえ、しかも奢侈をなしえない程度⁵⁾」の金額にたいしては課税を免ずる方法である。この課税を免ずべき所得額は労働による最小の所得額であり、したがって政府といえども、この額を減少させることはできないからである。ただし貧乏人の消費するものでも奢侈品にたいしては課税しなければならぬ。このようにミルが、「ぜいたくを節約しても支払われうる租税と、いかに程度は軽くとも、生活必需品を侵害する租税との差異」を認めざるをえなかつた点は、スミス・リカドウの見解と全く対照的である。かれらにおいては、真の租税の源泉は純所得（地代と利潤）にあるという命題から出発して、労働者も資本家や地主とともに自由競争に参加し、賃金にくいこむような租税（直接に賃金に課せられる租税であろうと、生活必需品にたいする課税であろうと）は、資本家の純所得に転嫁されるが、租税総額にたいして利潤はますます多く生産されるがゆえに、再生産を阻害することはありえないと考えた。そこには資本主義の上昇期を反映した租税にたいする楽観的認識が端的に表明されているといえよう。ところがミルの時代にいたるや資本所得と労働所得の不均衡の拡大化がお

こり、このような状態のもとで賃金課税は資本所得に転嫁することが可能であるという抽象的考察のみでは現実に対応することができない。負担の公平という点からみて、一定額の租税が大所得に要求する犠牲と小所得に要する犠牲とでは、後者のほうが前者にたいしてはるかに大である。そこでミルは、負担の不平等を是正する方面として、ベンタムの推奨する最低生活費にたいする免税を主張するのである。

第二、前述したようにミルは、イギリスや大陸で若干の賛成者をもっている累進税にたいして、高額所得者の貯蓄 \parallel 節約と投資を阻害するという理由で反対するが、稼動所得 (earned income) と不労所得 (unearned income) との区別をたてて、後者のようただみずから勞せずしてえられた贈与や遺産または相続によつてうけた所得にたいして累進税の適用は、正当であるのみならず便宜であると主張する。すなわち「……一定額を超える相続財産および遺贈財産は、きわめて適当な課税物件であると私は思う。そしてこれらの財産からの収入は、寄附または財産いんとくによる脱税を発生させない限度において、できるかぎり最大なるべきであると思う。けだし脱税は、それを十分に防止することは不可能だからである。いわゆる累進主義、すなわち財産の大なるにしたがつて税率を高める主義は、これを一般の課税に適用することは不可であるが、しかしこれを遺贈および相続の課税に適用することは、正当かつ便宜であろう」⁽⁶⁾。

スミス・リカードウの古典経済学においては、自然法的に成立する本源的所得たる賃金・利潤・地代の分配の転嫁関係を通じてのみ租税をとりあげ、所得・収入に比例する課税原則がとりあげられていた。しかし、資本主義の発展は、たんに所得・収入を本源的な形で発生 \parallel 帰属させるだけでなく、所得の発生と帰属の関係を複雑にし、さらに所得分布の不均衡等をおしすすめた。かくしてミルは犠牲の平等を所得の性質と関連させて考慮しな

ければならぬと考えたのである。

第三に右のことと関連して、ミルは所得を終身所得 (life incomes) と永久所得 (perpetual incomes) とを区別して、両者には異なった税率を適用すべきかどうか、たとえば給料・年金または学術的職業家の収入と、世襲財産からの所得には異なった率を課すべきかどうかの問題を提起している。両者を比較すると後者の納税度数は前者の存続期間を超える期間だけ多いから、両者に異なった税率を課するのは誤りである。ただ終身的所得は自分の所得から貯蓄をする必要があるから、その部分は免税されなければならぬ。そしてこれこそ「正当な意味における課税平等原則、すなわち犠牲平等原則の要求するところである」と考えた。こうして、ミルは終身所得と永久所得との性質の区別から、前者における貯蓄の免税を主張し、それを通じて貯蓄と消費との間の課税の平等を説明したが、その結果は勤労所得と財産所得との区別を曖昧にすることになってしまった。⁽⁸⁾ したがってここには両者に異なる税率をかけることが背理であるとして否定することの論理が不明瞭になっているといえよう。

かくして、ミルは所得 \parallel 収入を、無差別に比例税主義によって課税すべきであるというスキスの「公平」原則を課税における「犠牲の平等」原則に転化させ、租税を通じて不完全な現実の私有財産制度と自由競争制度を、完全な、理想的なものにしようと考えたのである。ミルの次の言葉はそのことを示している。「正当にして賢明なる立法が競争者間に公平である所以は、それが競争者すべてを公平にスタートさせるように努力することに存するのであって、速い者と遅い者との距離をちぢめるために、速い者に重しをつけることに存するのではない。……良き政府の力の及ぶかぎり教育や立法をもって機會の不平等を減少させるような努力がつくされるならば、人民自身の所得から生ずる財産の差異は、別に不快の種とはならないであらう」⁽⁹⁾。さらに、右にしめした三つの「平

等犠牲」実現の方法——すなわち最低生活費の控除、不労所得にたいする措置、貯蓄の控除など——は富の分配の不平等の是正を目的としたものではあるが、投資の増加、生産力の増大となるばかりでなく、雇傭労働量の増大となるとして、貧者に与える恩恵を指摘している。⁽¹⁰⁾

このようにスミスの比例税でなく、あらたに部分的な累進税を採用することによってこそ、既存の分配関係の不変更を保障するとともに、そこに生じた分配の不平等を改良するという考え方に、有力な一つの理論的な支柱を提供したのはミルであろう。だが累進税主義への要求は、もとより財政自由主義の内部的・自発的要求から生れたのではない。不労高額所得にたいする累進課税と、稼働所得とくに勤労所得にたいする免税・輕課は、財政自由主義に対立する労働者の意志と要求によって実現されていたのであるが、他面では財政自由主義がこれを利用してことによって、自己のもつ経済法則の貫徹の主張を意図したものであるともいえよう。しかもミルの時代のイギリス資本主義は資本が豊富で蓄積力の大きな状態にあり、部分的累進税の採用と平等犠牲原則が財政自由主義の土台の上に実現されるような現実的条件をもっていたのである。

〔付記〕なお公債論について、ミルの特徴を簡単に示しておきたい。すでにかれの職分論——経費論のところでのべたように、公債の発行を労働者に不利な影響をあたえるものとして、原則的に否定するが、国内の過剰資本または外国資本によって応募される場合は必ずしも不利ではない。また生産資本によって調達される場合におこる市場利子率高騰も、外国資本または過剰資本の場合はそうはならない。このような意味においてミルは公債発行を是認している。さらに公債の償還については二点に特徴を示している。第一に必要な額の租税を増徴する場合には、財産や蓄積をもたない人は私債を起すことを余儀なくされ、公債が私債に転化することになるおそれがあるから、この方法は是認できない。第二に余剰歳入による場合は、それ自体として望ましいが、これは第一義的には最悪の税を廃止するために用いる必要がある、租税制度が合理化され、納

税者は最少の負担を軽減し、その上になお自然増収があれば、はじめて公債の償還に充当すべきである。公債の償還は国家の損失ではなく所得の移転にすぎないのであるが、ミルがリカアドウと異なり、公債の即時償還を否定し、漸次償還を主張するだけでなく、これすらも減税の下位に属すると考えたのは、労働大衆への影響に注目した点と、イギリス資本主義における公債累積にたいするミルとリカアドウとの反映の相違に基因する。ここにもミルの分配論を重視した立場がよく現われている。

〔付記二〕 さらにミルは、具体的な租税として、地代税・利潤税・賃金税・所得税・家屋税などの直接税、必需品税・奢侈品税・差別関税・輸出入税などの間接消費税、その他の諸税をとりあげ、スミス・リカアドウの所説を原則的に踏襲したかたちで、租税の転嫁・帰着とそれぞれの利害特質を論じている。そこで問題となるのは具体的な租税でスミス・リカアドウ流の租税理論を踏襲しながらも、租税の根拠ならびに原則については、一大修正をほどこしたミルの態度である。スミス・リカアドウはかれらの経済理論にもとづいて、租税の根拠ならびに原則と租税の作用——とくにその転嫁を中軸として——を一貫して考察しているのにならびに、ミルは租税の根拠ならびに原則において古典派の考え方に一大修正をくわえ、租税を政府職分としてその人為的分配機能を重要し主張しているが、そのような租税政策とスミス・リカアドウ流の自然法則的な租税の作用——転嫁関係——とがどのように対応しているかは、検討すべき課題としてこざれている。だがこの検討については別稿にゆづりたい。

- (1) S. Dowell, *A History of Taxation and Taxes in England*, vol. II, III.
- (2) Mill, *Principles*, p. 804. 戸田訳、(四)一九頁。
- (3) Mill, *ibid.*, p. 806. 戸田訳、(四)二二頁。
- (4) Mill, *ibid.*, p. 808. 戸田訳、(四)二六頁。
- (5) Mill, *ibid.*, p. 806. 戸田訳、(四)二三頁。

- (6) Mill, *ibid.*, pp. 808-9. 戸田訳、(四)二七頁。
- (7) Mill, *ibid.*, p. 813. 戸田訳、(四)三三—三四頁。
- (8) Mill, *ibid.*, p. 815. 戸田訳、(四)三六頁。
- (9) Mill, *ibid.*, p. 808. 戸田訳、(四)二六頁。
- (10) Mill, *ibid.*, p. 819. 戸田訳(四)、三五—六頁。

五 問題の総括

過渡期の経済学者といわれるJ・S・ミルは、一八三〇来の資本主義の新局面の展開、すなわち週期的恐慌の到来と労資問題の発生に直面して、古典経済学の作りかえをおこなったのであるが、その作りかえがかれの財政論においていかなる形でとりあげられ、解決されたかという本稿のテーマにそって、これまでかれの財政論の構造と経済学における位置づけ、かれの国家認識と経済学の関連、財政論における経費論と租税論の内容と特徴などの諸問題を検討してきた。したがってこれらの諸問題の検討を通じて明らかになってきた点を、以下要約して本稿の総括としたい。

第一に、近代的生産を本能的にはあるが一定の社会的しくみとして把握しようとした古典経済学の本来の姿にたいして、生産を永遠な真理としたミルにおいては、矛盾の根元を生産から峻別された分配領域における人為的なものとし、その解決を人間の精神的進歩にもとづく公正な分配・社会改良にもとめていく。ここにミルの現実の経済社会の矛盾を解決する方向がみさだめられ、この解決方向・基本視角がかれの財政論を根本的に規定し

ている。すなわち生産関係を永遠のもの、あたえられたものとしたうえで、かれが現象的には鋭く批判した富の分配の不平等の解決をはかろうとするために、財政論は必然的に政策論的に——もっぱら人為的なものとして——考察することに重点がおかれている。このような財政政策を通じて、公正な分配原理と社会改良が実現される私有財産制度と自由競争制度が完成され、そして経済社会の矛盾はその中につつまこまれてしまうのである。

したがって第二に、生産領域と峻別された分配論の視点に立脚するミル財政論においては、財政政策と資本・生産の運動法則との内的関連については、ほとんどみるべき理論的究明がなされずに終っている。スミス・リカアドウは生産的ならびに不生産的労働を理論的出发点として生産力の増大、経済法則の自律性を保証する「安価な政府」理論を展開し、本源的所得たる地代・賃金および利潤にたいする課税の原理も、その転嫁、帰着関係を考察することを通じて、資本蓄積と利潤追求の至上命令と直結させている。ところがミルにおいては、このように古典経済学の財政論が、たんに人為的な財政政策あるいは財政制度が問題ではなく、経費・租税・公債という財政範疇を近代社会の内的編制の中に整序しようと試みた功績——これが古典学派財政論の科学的側面であるが——はほとんど考察の課題とされていない。そしてこのことはまたミルがスマスの財政自由主義の原則、比例税主義を一応形式的には承認・継承するものの、分配政策的視点から拡張解釈・修正をほどこし、実質的には古典学派財政論のもつ科学的側面を放棄する結果ともなっている。

かくして第三には、ミルは究明すべき経済社会の矛盾——とくに労資対立・富の分配の不平等——を現象的にはよみとりながら、その正しい展開を通じて、古典経済学の資本主義体制にたいする超歴史的把握とそれに制約された理論的限界——たとえば財政権力の中立の信仰、「安価な政府」が「高価な政府」へ転化する契機、租税

転嫁論における流通主義的視点など——を克服できなかったばかりでなく、政府職分の作用、経費と労働総雇用量との関係、平等犠牲説にもとづく部分的累進税の採用などの問題を、公正な分配・労資関係の改善という改良主義的視点から把握しようとした。このようなミル財政論の特徴は、当時の歴史的背景と『原理』を支えている資本主義把握・問題意識と密接な関連をもち、われわれはそこに古典派財政論と異なるミル財政論の独自の性格と歴史的役割を指摘することができるであろう。

右に示してきたような要約を通じて、ミル財政論は古典派財政論の修正者というよりは、むしろ古典派財政論の転換点にたっているものといふことができよう。^{〔註〕}

〔註〕 このようなミルにみられる性格——公正な分配原理によって階級調和を実現しようとする——からして、モリス・ドップは「比較をあまり速くに求めないならば、古典経済学におけるJ・S・ミルの地位と、ジュヴォンズ以降の効用理論におけるA・D・ビグーの地位とのあいだに、……ある種の類似を確認することができる」と述べ、また杉本栄一氏も著書『近代経済学の基本性格』の中で、ミル以後の経済学はこのミルの問題を継承して、イギリス労働大衆の「厚生経済学」となり、ケンブリッジ学派の経済学の改良主義的性格は、ここに胚胎していることを指摘しておられる。^{〔1〕}

(1) 『経済評論』昭和三十一年五月号一七〇頁より引用。

(2) 杉本栄一『近代経済学の基本性格』五二―三頁参照。